

<お知らせ> 産婦健康診査事業について

産後うつ予防などのため、国において「産婦健康診査事業」が創設されたことから、平成29年10月より、大阪府内の一部の市町村で、産婦健康診査の費用助成が開始されています。

- 産婦健康診査を受診するには、受診票が必要です！

産婦健康診査の対象となる方は、お住まいの地域の保健（福祉）センター又は、市役所母子保健担当課にお問い合わせください。



(対象となる方)

- 産婦健康診査事業を実施している市（以下、「実施市」という。）に居住している、平成29年10月1日以降に出産された、産後8週以内の産婦の方。

(実施機関)

- 大阪府内に所在し、実施市長が産婦健康診査を委託した産科・産婦人科医療機関。
- 大阪府内に所在し、実施市長が産婦健康診査を委託した助産所。

(実施内容)

- 実施時期：原則として、出産後2週間前後と出産後1か月前後の2回
- 実施内容：問診、診察、体重・血圧測定、尿検査（蛋白・糖）、

エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

